

○指定基準と現行最低基準の比較表 ※今後、文言の修正があり得るものである。

現行最低基準	指定基準 (案)
<p>○身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準</p> <p style="text-align: right;">(平成十二年三月三十日) (厚生省令第五十四号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第28条第1項の規定による身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二条 身体障害者更生援護施設は、入所者又は利用者(以下この章において「入所者等」という。)に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第3条 身体障害者更生援護施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>2 身体障害者更生援護施設(身体障害者福祉センター(第36条に規定する障害者更生センターを除く。)を除く。)の建物(入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。</p>	<p>○指定身体障害者更生施設等の設備、及び運営に関する基準</p> <p style="text-align: right;">(平成〇年〇月〇日) (厚生労働省令第〇号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設及び指定特定身体障害者授産施設(以下「指定身体障害者更生施設等」という。)に係る身体障害者福祉法(昭和二十四年法律二百八十三号。以下「法」という。)第十七条の二十六の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p>

(設備の専用)

第4条 身体障害者更生援護施設の設備は、専ら当該身体障害者更生援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の専従)

第5条 身体障害者更生援護施設の職員は、専ら当該身体障害者更生援護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第6条 身体障害者更生援護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかななければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第7条 身体障害者更生援護施設は、設備、職員、会計及び入所者等の処遇の状況に関する諸記録を整備しておかななければならない。

(苦情への対応)

第7条の2 身体障害者更生援護施設は、その行った処遇に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 身体障害者更生援護施設は、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 身体障害者更生援護施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げ

る用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 指定身体障害者更生施設等 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び特定身体障害者授産施設をいう。

二 指定身体障害者更生施設 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定する身体障害者更生施設であって、次のイからニまでに掲げるものをいう。

イ 指定肢体不自由者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち肢体不自由者を入所させるもの。

ロ 指定視覚障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち視覚障害者を入所させるもの。

ハ 指定聴覚・言語障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち聴覚・言語障害者（聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。）を入所させるもの。

ニ 指定内部障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち内臓の機能に障害のある者を入所させるもの。

三 指定身体障害者療護施設 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設をいう。

四 指定特定身体障害者授産施設 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定する特定身体障害者授産施設であって、イ及びロに掲げるものをいう。

イ 指定特定身体障害者入所授産施設 指定特定身体障害者授産施設のうち口を除いたもの。

ロ 指定特定身体障害者通所授産施設 指定特定身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。

五 指定施設又は指定施設支援 それぞれ法第十七条の十第一項に規定する指定施設又は指定施設支援をいう。

六 利用者負担額 法第十七条の十第二項

第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。

七 施設訓練等支援費の額 法第十七条の十第二項に規定する施設訓練等支援費の額をいう。

八 支給期間 法第十七条の十一第三項第一号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間をいう。

九 法定代理受領 法第十七条の十一第八項の規定により指定施設支援に要した費用が施設支給決定身体障害者（法第十七条の十一第五項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）に代わり当該指定施設に支払われることをいう。

十 常勤換算方法 当該指定身体障害者更生施設等の従業者の勤務延時間数の総数を当該指定身体障害者更生施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定身体障害者更生施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第二章 身体障害者更生施設

第二章 指定身体障害者更生施設

第一節 基本方針

（基本方針）

第三条 指定身体障害者更生施設は、入所者に対して、治療又は指導及びその更生に必要な訓練を適切に行うものでなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、身体障害者居宅生活支援事業者（身体障害者居宅生活支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との

(職員の配置の基準)

第10条 肢体不自由者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 理学療法士
- 五 作業療法士
- 六 心理判定員
- 七 職能判定員
- 八 あん摩マッサージ指圧師
- 九 職業指導員
- 十 生活指導員

密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(指定肢体不自由者更生施設の従業者の員数)

第四条 指定肢体不自由者更生施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定肢体不自由者更生施設にあっては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員又は生活支援員
- イ 入所者の数が五十を超えない指定肢体不自由者更生施設にあっては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定肢体不自由者更生施設にあっては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

- ハ 理学療法士 常勤換算方法で一以上
- ニ 作業療法士 常勤換算方法で一以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定肢体不自由者更生施設の従業者は、専ら当該指定肢体不自由者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

2 視覚障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 職業指導員
- 五 生活指導員

4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は常勤の者でなければならない。

6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 指定肢体不自由者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する従業者を、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上置くものとする。

8 指定肢体不自由者更生施設は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、第一項及び前項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定視覚障害者更生施設の従業者の員数)

第五条 指定視覚障害者更生施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定視覚障害者更生施設にあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護師、職業指導員又は生活支援員

イ 入所者の数が五十を超えない指定視覚障害者更生施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定視覚障害者更生施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

三 栄養士 一以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 指定視覚障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定視覚障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 指定視覚障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する従業者を、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上置くものとする。
- 8 指定視覚障害者更生施設は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、第一項及び前項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者の員数)

3 聴覚・言語障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 心理判定員
- 五 職能判定員
- 六 聴能訓練師
- 七 職業指導員

第六条 指定聴覚・言語障害者更生施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定聴覚・言語障害者更生施設にあっては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員又は生活支援員

八 生活指導員

イ 入所者の数が五十を超えない指定聴覚・言語障害者更生施設にあっては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定聴覚・言語障害者更生施設にあっては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定聴覚・言語障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 指定聴覚・言語障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する従業者を、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上置くものとする。

8 指定聴覚・言語障害者更生施設は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図

4 内部障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 保健婦又は看護婦
- 四 作業療法士
- 五 心理判定員
- 六 職能判定員
- 七 職業指導員
- 八 生活指導員

るため、第一項及び前項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定内部障害者更生施設の従業者の員数)

第七条 指定内部障害者更生施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が五十を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員、生活支援員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、六以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定内部障害者更生施設にあっては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員、生活支援員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、六に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 保健師又は看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が五十を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が五十を超えて百を超えない指定内部障害者更生施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百を超えて百四十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

- 3 指定内部障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定内部障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第二号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 指定内部障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する従業者を、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上置くものとする。
- 8 指定内部障害者更生施設は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため第一項及び前項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

5 重度身体障害者更生援護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 介護職員
- 五 理学療法士
- 六 作業療法士
- 七 心理判定員
- 八 あん摩マッサージ指圧師
- 九 生活指導員

6 視覚障害者更生施設に置かれる職業指導員又は生活指導員のうち、一人以上は、点字の指導を行うことができる者でなければならな

い。

- 7 聴覚・言語障害者更生施設に置かれる生活指導員のうち、1人以上は、口話又は手話の指導を行うことができる者でなければならない。
- 8 内部障害者更生施設に置かれる生活指導員は、法第12条各号のいずれかに該当する者又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 9 内部障害者更生施設のうち心臓の機能に障害のある者を入所させるものに置かれる医師は、心臓疾患の治療に関して相当の学識経験を有する者でなければならない。
- 10 重度身体障害者更生援護施設に置かれる看護婦、介護職員、理学療法士、作業療法士、心理判定員、あん摩マッサージ指圧師及び生活指導員の総数は、通じておおむね入所者の数を四・一で除して得た数以上とする。

(職員の資格要件)

第11条 施設長は、医師、特殊教育諸学校(盲学校、聾ろう学校又は養護学校をいう。以下この条において同じ。)の長であった者、特殊教育諸学校の教育職員の免許状を有する者であって当該分野における三年以上の福祉若しくは教育の経験を有するもの、身体障害者福祉司若しくは社会福祉主事として五年以上勤務した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(規模)

第8条 身体障害者更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第9条 身体障害者更生施設には、次の各号に

第三節 設備に関する基準

(設備)

第八条 指定身体障害者更生施設の設備の基

掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 洗濯室
- 九 事務室
- 十 相談室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。
- 二 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 二 便所
居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- 三 相談室
室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

3 肢体不自由者更生施設(身体障害者更生施設のうち肢体不自由者を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第1項各号に掲げる設備のほか、医務室、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室及び屋外運動場を設け、治療及び訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

4 視覚障害者更生施設(身体障害者更生施設のうち視覚障害者を入所させるものをいう。以下同じ。)には、第2項各号に掲げる設備

準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
障害の特性に応じたものとする。
- 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 障害の特性に応じたものとする。
- 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 障害の特性に応じたものとする。
- 七 医務室
治療に必要な機械器具等を備えること。
- 八 相談室
室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 九 廊下幅
二・二メートル以上とすること。

2 指定肢体不自由者更生施設には、前項各号に掲げる設備のほか、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 指定視覚障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室、図書室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に